4　ボスニア・ヘルツェゴビナ閣僚評議会は、3(1)に規定する生産物又は役務がＪＩＣＡの調達のためのガイドライン（国際競争入札の手続が適用できないか又は適当でない場合を除くほか従うべき国際競争入札の手続をなかんずく定める。）に従って調達されることを確保する。

5　ボスニア・ヘルツェゴビナ閣僚評議会は、借款に基づいて購入される生産物の海上輸送及び海上保険に関し、海運会社及び海上保険会社の間の公正かつ自由な競争を妨げることのあるいかなる制限を課することも差し控える。

6　3(1)に規定する生産物又は役務の供給に関連してボスニア・ヘルツェゴビナにおいてその役務が必要とされる日本国民は、作業の遂行のためボスニア・ヘルツェゴビナへの入国及び同国における滞在に必要な便宜を与えられる。

7　ボスニア・ヘルツェゴビナ閣僚評議会は、次のものを免除する。

(a)　ＪＩＣＡについて、借款及びそれから生ずる利子に対して又はそれらに関連してボスニア・ヘルツェゴビナにおいて課されるすべての財政課徴金及び租税

(b)　供給者、請負業者又はコンサルタントとして活動する日本国の会社について、借款に基づいて行われる生産物又は役務の供給から生ずる所得に関してボスニア・ヘルツェゴビナにおいて課されるすべての財政課徴金及び租税

(c)　供給者、請負業者又はコンサルタントとして活動する日本国の会社について、計画の実施に必要な自己の資材及び設備の輸入及び再輸出に関してボスニア・ヘルツェゴビナにおいて課されるすべての関税及び関連の財政課徴金

(d)　計画の実施に従事する日本国民である被用者について、計画の実施のため供給者、請負業者又はコンサルタントとして活動する日本国の会社から取得する個人所得に対してボスニア・ヘルツェゴビナにおいて課されるすべての財政課徴金及び租税

8　ボスニア・ヘルツェゴビナ閣僚評議会は、次のことを確保するために必要な措置をとる。

(a)　借款が適正にかつ専ら計画のために使用されること。

(b)　借款に基づく施設の建設及び当該施設の使用に当たり、計画の実施に従事する者及びボスニア・ヘルツェゴビナの一般公衆の安全を確保し及び維持すること。

(c)　借款に基づいて建設される施設がこの了解に定める目的のために適正にかつ効果的に維持され及び使用されること。

9　ボスニア・ヘルツェゴビナ閣僚評議会は、要請に応じ、日本国政府及びＪＩＣＡに対し、次のものを提供する。

(a)　計画の実施の進捗状況についての情報及び資料

(b)　計画に関連するその他の情報

10　日本国政府及びボスニア・ヘルツェゴビナ閣僚評議会は、この了解から又はそれに関連して生ずることのあるいかなる事項についても相互に協議する。

本大臣は、更に、この書簡及び前記の了解をボスニア・ヘルツェゴビナ閣僚評議会に代わって確認される閣下の返簡が日本国政府とボスニア・ヘルツェゴビナ閣僚評議会との間の合意を構成し、その合意が閣下の返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることを提案する光栄を有します。

本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。

二千九年十月二十日に東京で

日本国外務大臣　岡田克也

ボスニア・ヘルツェゴビナ

外務大臣　スヴェン・アルカライ閣下

（ボスニア・ヘルツェゴビナ側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本大臣は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

（日本側書簡）

本大臣は、更に、前記の了解をボスニア・ヘルツェゴビナ閣僚評議会に代わって確認するとともに、閣下の書簡及びこの返簡がボスニア・ヘルツェゴビナ閣僚評議会と日本国政府との間の合意を構成し、その合意がこの返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることに同意する光栄を有します。

本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。

二千九年十月二十日に東京で

ボスニア・ヘルツェゴビナ

外務大臣　スヴェン・アルカライ

日本国外務大臣　岡田克也閣下

○外務省告示第五百二十三号

グアテマラ共和国政府は、昭和六十三年三月十日にローマで作成された「海洋航行の安全に対する不法な行為の防止に関する条約」の加入書を平成二十一年八月二十六日に国際海事機関の事務局長に寄託した。よって、同条約は、平成二十一年十一月二十四日にグアテマラ共和国について効力を生ずる。

（平成二十一年九月一日付け国際海事機関事務局長回章）

平成二十一年十一月九日

外務大臣　岡田　克也

○外務省告示第五百二十四号

グアテマラ共和国政府は、昭和六十三年三月十日にローマで作成された「大陸棚に所在する固定プラットフォームの安全に対する不法な行為の防止に関する議定書」の加入書を平成二十一年八月二十六日に国際海事機関の事務局長に寄託した。よって、同議定書は、平成二十一年十一月二十四日にグアテマラ共和国について効力を生ずる。

（平成二十一年九月一日付け国際海事機関事務局長回章）

平成二十一年十一月九日

外務大臣　岡田　克也

○厚生労働省告示第四百七十四号

食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第三十六条第二項の規定により、同法第四条第九項に規定する登録検査機関である財団法人福島県保健衛生協会について、実施する製品検査の種類を次のとおり変更する旨の届出があったので、同法第四十五条第三号の規定に基づき公示する。

平成二十一年十一月九日

厚生労働大臣　長妻　昭

登録検査機関の名称	変更後の製品検査の種類	変更前の製品検査の種類	変更の日
財団法人福島県保健衛生協会	食品衛生法第二十六条第一項から第三項までに規定する製品検査としての理化学的検査及び細菌学的検査	食品衛生法第二十六条第一項及び第二項に規定する製品検査としての理化学的検査及び細菌学的検査	平成二十一年九月一日

○社会保険庁告示第二十二号

国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第九十二条の三第四項の規定に基づき、次の者の住所の変更の届出があったので、同条第五項の規定に基づき公示する。

平成二十一年十一月九日

社会保険庁長官　渡邉　芳樹

名称	所在地	住所を変更した日
山形信用金庫	山形県山形市白山一丁目一〇番三号	平成二十一年二月十六日

○社会保険庁告示第二十三号

国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第九十二条の六第一項第一号の規定に基づき、次の者の同法第九十二条の三第一項第二号の規定による指定を取り消したので、同法第九十二条の六第二項の規定に基づき公示する。

平成二十一年十一月九日

社会保険庁長官　渡邉　芳樹

名称	所在地	指定を取り消した日
山形信用金庫	山形県山形市白山一丁目一〇番三号	平成二十一年五月二十五日
下北信用金庫	青森県むつ市柳町一丁目四番三号	平成二十一年十一月九日